

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	特別支援教育就学奨励費負担金及び補助金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長崎県教育委員会は、特別支援教育就学奨励費負担金及び補助金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

- ・本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及び生体認証(又は「ID及びパスワード」)によるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じる。
- ・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏洩に対する対策を講じる。
- ・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において長崎県個人情報取扱事務委託基準に基づく個人情報取扱特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。

評価実施機関名

長崎県教育委員会

公表日

令和7年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援教育就学奨励費負担金及び特別支援教育就学奨励費補助金の支給に関する事務
②事務の概要	県立特別支援学校に就学する者又は県立中学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に該当する者の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、就学のため必要な経費(通学費等)を一部支給する制度
③システムの名称	特別支援費計算支援プログラム(アクセス)、中間サーバー、マイナ連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別支援教育就学奨励費支給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①特別支援教育就学奨励費負担金 ○番号法第9条第1項 別表38の項 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第22条 ②特別支援教育就学奨励費補助金 ○番号法第9条第2項 ○長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	①特別支援教育就学奨励費負担金 ・特定個人情報の照会 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表59の項 ・特定個人情報の提供 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、161の項 ②特別支援教育就学奨励費補助金 ・特定個人情報の照会 ○番号法第19条第9号 ○長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育庁教育環境整備課
②所属長の役職名	教育環境整備課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・教育庁教育環境整備課 所在地: 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話番号: 095-894-3323 ・教育庁教育政策課 所在地: 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話番号: 095-894-3312
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	・教育庁教育環境整備課 所在地: 〒850-8570長崎市尾上町3-1 電話番号: 095-894-3323
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー取得の際は、住基ネット照会で取得するのではなく、申請者からのマイナンバーの記載されている書類の提供させ、マイナンバーの真正性を確認している。 また、申請書に記載された個人番号の入力、特定個人情報の記載がある申請書等の保管及び個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄においては複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	就学奨励費管理システムへは庁舎内及び各学校内でしか利用ができず、アクセスも生体認証(又は「ID及びパスワード」)によって制限されている。また、特定個人情報の記載されている書類の保管についても、施錠のできるキャビネット等に保管し適切に管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月15日	I 関連情報 3.個人番号の利用	①特別支援教育就学奨励費負担金 ○番号法第9条第1項 別表第一 26の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第22条	①特別支援教育就学奨励費負担金 ○番号法第9条第1項 別表38の項 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第22条	事後	法改正及び記載事項の見直しに伴う修正等
令和7年1月15日	I 関連情報 4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①特別支援教育就学奨励費負担金 ○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 37の項 ・特定個人情報の提供 26の項、87の項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・主務省令で定める事務及び情報 第23条第1号から同条第2号まで ②特別支援教育就学奨励費補助金 ・特定個人情報の照会 ○番号法第19条第8号 ○長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条	①特別支援教育就学奨励費負担金 ・特定個人情報の照会 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表59の項 ・特定個人情報の提供 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、161の項 ②特別支援教育就学奨励費補助金 ・特定個人情報の照会 ○番号法第19条第9号 ○長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条	事後	法改正及び記載事項の見直しに伴う修正等
令和7年1月15日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	・教育庁総務課 所在地: 〒850-8570長崎市尾上町3-1 電話番号: 095-894-3312	・教育庁教育政策課 所在地: 〒850-8570長崎市尾上町3-1 電話番号: 095-894-3312	事後	記載事項の見直しに伴う修正
令和7年1月15日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数	平成28年5月1日 時点	令和6年5月1日 時点	事後	基礎項目評価の事前に行うしきい値判断結果を反映したため。
令和7年1月15日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	特別支援費計算支援プログラム(アクセス)、中間サーバー、統合宛名システム	特別支援費計算支援プログラム(アクセス)、中間サーバー、マイナ連携システム	事後	記載事項の見直しに伴う修正